

令和6年1月19日

国土交通省 関東地方整備局

京浜河川事務所

## 第8回 『明日の西湘海岸を考える懇談会』を開催します。

国土交通省及び神奈川県は、西湘海岸における保全対策等に関する事業を行っています。この海岸管理者が行う事業の情報提供を基に、学識経験者、地元関係者、行政機関等が集まり、防災、環境、利用など様々な観点から、これからの西湘海岸のあり方について意見交換を行う『明日の西湘海岸を考える懇談会』を平成27年3月25日から開催しています。このたび、第8回懇談会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 日時 令和6年1月26日（金） 13:30～
2. 会場 二宮町生涯学習センターラディアン（ミーティングルーム2）  
神奈川県中郡二宮町二宮1240-10
3. 議事（予定）
  - ・直轄西湘海岸保全対策事業の概要について
  - ・神奈川県による海岸保全対策事業の概要について
4. 主催 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 ・ 神奈川県

※懇談会は、傍聴規定に基づき傍聴することができます。

当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 TEL: 045-503-4000（代表）

副所長 高橋 岩夫（たかはし いわお）

地域防災調整官 後藤 順一（ごとう じゅんいち）

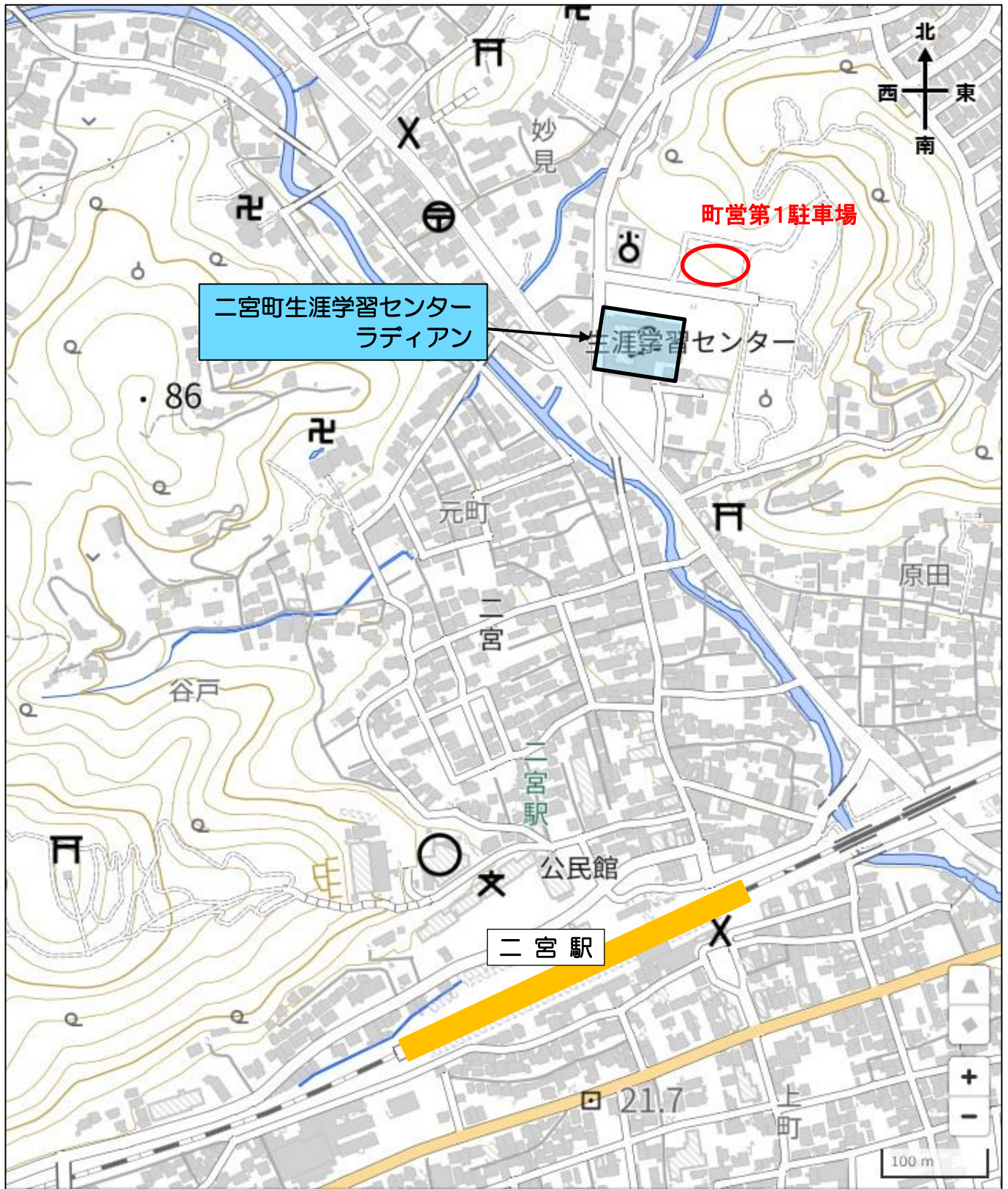
神奈川県県土整備局河川下水道部

防災なぎさ担当課長 田村 貴久（たむら たかひさ）TEL: 045-285-0815（直通）

河港課なぎさグループ 和寺 哲平（わでら てっぺい）TEL: 045-210-6514（直通）

【会場位置図】

所在地: 神奈川県中郡二宮町二宮1240-10



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) 一部加筆

- ・車でお越しの場合は、町営第1駐車場へお願いします。
- ・JR東海道線  
二宮駅 北口 より徒歩7分
- ・神奈中バス  
元町バス停留所より徒歩3分  
堂面バス停留所より徒歩3分

参考①

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 委員名簿

氏 名	所 属	
【座長】 宇多 高明	日本大学 客員教授	有識者
佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授	
川辺 みどり	東京海洋大学 学術研究院 教授	
柴山 知也	早稲田大学 理工学術院 教授	
関根 正人	早稲田大学 理工学術院 教授	
武井 正	(公財) 相模湾水産振興事業団代表理事	漁業関係
高橋 征人	小田原市漁業協同組合代表理事組合長	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長	
上田 雅一	大磯二宮漁業協同組合副組合長	
小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会会長	住民 利用者
蒲原 辰弘	大磯海の会議代表	
山田 幸伯	二宮町地区長連絡協議会代表	
田邊 邦良	二宮町観光協会会長	
小又 寛	二宮海岸に砂浜を戻す会代表	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長	行政
鳥海 義文	小田原市副市長	
鈴木 一男	大磯町副町長	
渡邊 康司	二宮町副町長	
田村 貴久	神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長	
近藤 修宏	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長	
近藤 充志	神奈川県平塚土木事務所長	
荒木 茂	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官	
嶋崎 明寛	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	

## 参考②

### 「明日の西湘海岸を考える懇談会」 傍聴規定

#### (趣旨)

第1条 本規定は、明日の西湘海岸を考える懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

#### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

#### (傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

- 2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴可能とする。ただし、定員を超える場合は報道関係者を優先し、一般傍聴者は、受付の先着順により決定する。

#### (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1)第3条により決定した傍聴者以外の者
- (2)審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

#### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

また、傍聴者は発言してはならない。ただし、座長の求めがあった場合は、この限りではない。

#### (写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

#### (秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

#### (その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。